

伯耆町議会全員協議会

提出案件



令和2年5月8日

伯耆町 総務課

案 件 名	概 要
専決処分について (伯耆町税条例等の一部改正について)	地方税法等の一部を改正する法律等に基づき町税条例の一部を改正する。 ○未婚のひとり親（事実婚は除く）に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し ・未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用する ・寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得 500 万円）を設ける ○専決処分日 令和 2 年 3 月 3 1 日 ○施行期日 令和 2 年 4 月 1 日
専決処分について (伯耆町国民健康保険税条例の一部改正について)	地方税法等の一部を改正する法律等に基づき町国民健康保険税条例の一部を改正する。 ○国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 2 万円引き上げる。 現行 61 万円 改正後 63 万円 ○国民健康保険税の介護納付金課税額に係る課税限度額を 1 万円引き上げる。 現行 16 万円 改正後 17 万円 ○国民健康保険税の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げ、軽減対象を拡大する。 ○専決処分日 令和 2 年 3 月 3 1 日 ○施行期日 令和 2 年 4 月 1 日
専決処分について 令和元年度伯耆町一般会計補正予算（第 6 号）	既予算額 7,698,000 千円 補正額 5,000 千円 補正後予算額 7,703,000 千円 令和 2 年 3 月 31 日専決 (主な内容) 財産収入、寄附金の確定及び基金利子等の確定に伴う積立金の調整・整理ほか
伯耆町国民健康保険条例の一部改正について	伯耆町国民健康保険条例の一部を改正する。 ○概要 新型コロナウイルス感染症に感染するなど一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、国民健康保険条例の一部を改正するもの。 国から市町村等に向けて傷病手当金の支給に向けた条例整備について要請がされており、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う予定。他の自治体（鳥取県内も）においても同様の条例改正を行う予定。 ○適用期間 令和 2 年 1 月 1 日～9 月 3 0 日の間で療養のため労務を服することができない期間（最長 1 年 6 月まで） ○施行期日 公布の日

案 件 名	概 要
伯耆町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	伯耆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する。 ○概要 新型コロナウイルス感染症に感染するなど一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、鳥取県後期高齢者医療広域連合が鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正することに伴い、伯耆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するもの。 町が行う事務について、傷病手当金支給に係る申請書の提出の受付を追加する。 ○適用期間 令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務を服することができない期間（最長1年6月まで） ○施行期日 公布の日
令和2年度伯耆町一般会計補正予算（第1号）	既予算額 7,315,000 千円 補正額 1,134,000 千円 補正後予算額 8,449,000 千円 （主な内容） 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業について補正する。 歳入：国庫支出金、諸収入 歳出：特別定額給付金（全町民）、臨時特別給付金（児童手当支給対象者）等
新型コロナウイルス感染症に係る伯耆町の対応について（報告）	7都府県に対して緊急事態宣言が発令された4月7日以降の新型コロナウイルス感染症に係る伯耆町の対応等の状況を、報告するもの。
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について（説明）	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について。 ■主な税制上の措置の内容 ・町税の徴収猶予制度の特例を設ける ・中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税の課税標準額を軽減する ・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減を延長する・主たる生計維持者の事業収入等が著しく減少した世帯の国民健康保険税を減免する ※措置による減収額については、全額国費で補填される